



平成28年12月22日

各 位

会 社 名 株式会社みんなのウェディング
 代表者名 代表取締役社長兼CEO 石渡 進介
 (コード番号：3685 東証マザーズ)
 問合せ先 コーポレート本部長 新井 普之
 (TEL. 03-6264-2323)

当社取締役による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び
 クックパッド株式会社との資本業務提携解消のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役である穂田誉輝氏（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付け後も当社が上場を維持する予定であることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねること、また、クックパッド株式会社（以下「クックパッド」という。）との資本業務提携を解消することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 氏 名	穂田誉輝	
(2) 住 所	東京都渋谷区	
(3) 当 社 と の 関 係	資本関係	公開買付者は、平成 28 年 9 月 30 日現在において、当社株式 1,000,000 株（保有比率 12.7%）を保有しております。
	人的関係	公開買付者は、当社の取締役会長であります。
	取引関係	該当事項はありません。

2. 買付け等の価格

当社普通株式 1 株につき、金 1,000 円（以下「本公開買付価格」といいます。）

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、公開買付者による株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）に上場している当社株式に対する本公開買付けへの賛同の意見を表明することを決議いたしました。

また、上記取締役会において、本公開買付価格が不合理なものではないと考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き当社株式を東証マザーズにおいて売却する機会が維持されることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、併せて決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本日、当社の株主構成の安定化を図ることを目的として、東証マザーズに上場している当社株式に対する本公開買付けを実施することを決定したとのことです。なお、本日現在、公開買付者は、当社の取締役会長に就任しており、また、当社株式 1,000,000 株（所有割合（注1）：12.70%）を所有する当社の第二位株主であります。

なお、本公開買付けは、当社株式の上場維持を前提としているものの、当社の取締役会長である穂田誉輝氏が、公開買付者となるいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注2）に該当し、公開買付者は、本公開買付け後も継続して当社の経営に当たることを予定しているとのことです。

（注1） 「所有割合」とは、当社が平成28年12月21日に提出した第6期有価証券報告書（以下「当社第6期有価証券報告書」といいます。）に記載された平成28年9月30日現在の当社の発行済株式総数（7,872,300株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しているとのことです。以下、別途の記載がある場合を除き、所有割合の計算において同じです。なお、当社は、本日現在、自己株式を所有しておりません。

（注2） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、公開買付者が対象者の役員である公開買付けをいいます（東京証券取引所有価証券上場規程第410条、同施行規則第411条参照）。

本日現在、当社株式は東証マザーズに上場しておりますが、公開買付者は、当社の株主構成の安定化を図ることを目的として当社の主要株主である筆頭株主（注3）の公開買付者が取締役兼執行役（注4）に就任しているクックパッドが所有する当社株式（2,047,000株。所有割合：26.00%）の全て並びに後述するYJ1号投資事業組合が所有する当社株式（599,400株。所有割合：7.61%）の一部（299,700株。所有割合：3.81%）、株式会社ディー・エヌ・エー（以下「ディー・エヌ・エー」といいます。）が所有する当社株式（417,200株。所有割合：5.30%）の全て、Globis Fund III, L.P.（以下「グロービスIII」といいます。）が所有する当社株式（386,622株。所有割合：4.91%）の全て及びGlobis Fund III (B), L.P.（以下「グロービスIII (B)」といいます。）が所有する当社株式（107,678株。所有割合：1.37%）の全て（これら五者の合計は3,258,200株（所有割合：41.39%）となります。）の取得を行うものであること、並びに、本公開買付け後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であること、また、応募を希望する株主の皆様にも少しでも株式売却の機会を提供する観点から、本公開買付けにおいては、買付け等を行った後における公開買付者の所有割合が66.00%となるよう、買付予定数の上限を4,195,700株と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（4,195,700株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

（注3） クックパッドは、平成28年3月4日以降当社の「親会社」でありましたが、本日付の当社プレスリリース「親会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、本日付のクックパッド子会社における役員の異動等により、クックパッド及びその緊密な者等が所有する当社の議決権数は、総議決権数の過半数を下回ることとなり、その結果、クックパッドは、当社の「親会社」から「その他の関係会社」となりました。

（注4） 公開買付者は、クックパッドが平成28年12月22日に公表した「執行役の辞任に関するお知らせ」に記載のとおり、クックパッドに対し、同日付で、クックパッドの執行役を一身上の都合により平成28年12月31日付で辞任する旨の届出をし、同日付で受理されております。なお、公開買付者は、執行役辞任後もクックパッドの取締役として引き続き同社の職務を行っていく予定とのことです。

また、本公開買付けにおいては、クックパッドからの応募を念頭に、買付予定数の下限をクックパッドが所有する当社株式数である2,047,000株（所有割合：26.00%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、クックパッドとの間で、本日付でクックパッドが所有する当社株式の本公開買付けへの応募に関する契約（以下「クックパッド応募契約」といいます。）を締結しているとのことです。クックパッド応募契約の詳細は、下記「4.（2）応募合意株主との公開買付応募契約」をご参照ください。クックパッド応募契約に基づきクックパッドが所有する当社株式2,047,000株の全て（所有割合：26.00%）について本公開買付けに応募する旨の合意を得ていることから、クックパッドがクックパッド応募契約に従いその所有する当社株式を本公開買付けに応募した場合、応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,047,000株）に達するとのことです。

また、公開買付者は、クックパッド応募契約と併せて、同年12月22日付で、当社の第四位株主のYJ1号投資事業組合（所有株式：599,400株。所有割合：7.61%）、当社の第五位株主のディー・エヌ・エー（所有株式：417,200株。所有割合：5.30%）、並びに当社の第六位株主のグロービスIII（所有株式：386,622株。所有割合：4.91%）及び当社株主のグロービスIII (B)（所有株式：107,678株。所有割

合：1.37%）（以下、グロービスⅢとグロービスⅢ（B）を総称して「グロービス」といい、その合計所有株式は494,300株、合計所有割合は6.28%となります。）との間で（注5）、それぞれが所有する当社株式の一部又は全てについて本公開買付けへの応募に関する契約書を締結しているとのことです（以下、YJ1号投資事業組合との間の本公開買付けへの応募に関する契約書を「YJ1号応募契約」といい、ディー・エヌ・エーとの間の本公開買付けへの応募に関する契約書を「ディー・エヌ・エー応募契約」といい、グロービスとの間の本公開買付けへの応募に関する契約書を「グロービス応募契約」といい、クックパッド応募契約、YJ1号応募契約、ディー・エヌ・エー応募契約及びグロービス応募契約を総称して「本応募契約」といいます。また、以下、クックパッド、YJ1号投資事業組合、ディー・エヌ・エー及びグロービスを総称して「応募合意株主」といいます。本応募契約の内容につきましては、下記「4.（2）応募合意株主との公開買付け応募契約」をご参照ください。）。本応募契約においては、応募合意株主のうちクックパッド、ディー・エヌ・エー及びグロービスがそれぞれ所有する当社株式の全てを、応募合意株主のうちYJ1号投資事業組合が所有する当社株式の一部（株式数：299,700株、所有割合：3.81%）を、それぞれ本公開買付けに応募する旨の合意がなされており、かかる本応募契約に基づき本公開買付けへの応募がなされた場合、その応募株券等の合計数は3,258,200株（所有割合：41.39%）となりますが、これは買付予定数の上限（4,195,700株）を下回っているとのことです。なお、本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の上限（4,195,700株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりますので、応募合意株主の応募株券等の一部の買付け等を行わない可能性があります。公開買付者は、現時点では、かかる買付け等が行われなかった応募合意株主の所有する当社株式を追加で取得する予定はなく、また、YJ1号投資事業組合を除く応募合意株主のその後の所有又は売却の方針について承知していないとのことです。なお、YJ1号投資事業組合の本公開買付けへ応募しない対象者株式のその後の所有又は売却の方針につきましては、YJ1号投資事業組合によれば、現時点では、継続して所有する方針とのことです。対象者株式に係る動向等状況次第によっては、かかる方針を変更する可能性があるとのことです。

（注5） 当社第6期有価証券報告書に記載された平成28年9月30日現在の大株主の状況においては、第五位株主としてグロービスⅢ、第六位株主としてディー・エヌ・エーが記載されておりますが、その後、グロービスⅢがその所有する当社株式の一部を売却したことに伴い、本日現在においては、ディー・エヌ・エーが第五位株主、グロービスⅢが第六位株主に入れ替わっているとのことです。なお、当社は、平成28年9月30日以降、その他の大株主の順位の変動は把握しておりません。

② 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由

公開買付者は、平成12年5月に当時非上場であった株式会社カカコムの取締役就任後、同年6月に同社に出資（投資事業組合を通じた間接出資。当該組合に対する割当株数100株（当時の発行済株式総数400株）に対して25.00%）、1株当たり発行価格100万円し、平成13年12月に同社代表取締役社長に就任し、平成15年10月に同社の東証マザーズへの上場（その後、平成17年3月に東京証券取引所市場第一部へ市場変更）を果たすとともに、同社の経営基盤の確立及び事業の拡大に寄与しているとのことです。また、平成16年7月に当時非上場であったクックパッド株式会社（当時の商号：有限会社コイン）に出資（割当口数123口（当時の出資口総数442口）に対して27.83%）、1口当たり出資価格275,000円し、平成19年7月に同社の社外取締役に就任後、平成24年5月に同社代表執行役に就任し、同社においても平成21年7月に東証マザーズへ上場（その後、平成23年12月に東京証券取引所市場第一部へ市場変更）を果たすとともに、同社の事業拡大に寄与しているとのことです。さらに、平成25年1月に当時非上場であった当社に投資（取得株数333株（当時の発行済株式総数1,928株）にして17.27%）、1株当たり取得価格800,000円し、平成27年7月に当社の取締役会長に就任しております。このように、公開買付者は、複数の上場・非上場会社への投資や経営を行ってきた経験があり、株主・投資家・経営者としての視点を持ち合わせているとのことです。

他方、当社は、平成22年10月にディー・エヌ・エーから会社分割により設立され、平成26年3月に東証マザーズに上場しました。当社は「みんなの『大切な日』をふやす」を経営理念として掲げ、結婚式場選びのロコミサイト「みんなのウェディング」等のインターネットメディアと、専門スタッフによる「みんなのウェディング相談デスク」をオンラインで展開し、これから結婚式を行う花嫁・花婿に対して、花嫁・花婿の立場に立ったユーザーファーストな視点からウェディングに関する情報提供サービスを行っております。

「みんなのウェディング」サイトは、「本音のロコミ」や「実際の費用明細」から構成される結婚式場選びのロコミサイトです。実際に結婚式を挙げた花嫁・花婿等により投稿される結婚式場のロコミ情報に加え、結婚式の実際の費用明細等を掲載し、これから結婚式を挙げようとしている花嫁・花婿が理想の結婚式を挙げられるよう支援しております。

「みんなのウェディング相談デスク」では、オンラインで専門スタッフが花嫁・花婿の結婚式場探しに寄り添い、花嫁・花婿の希望を聞きながら二人に合った結婚式場の紹介や提案を行い、花嫁・花婿による結婚式場の比較・訪問・申込をサポートしております。「みんなのウェディング相談デスク」は、ユーザーファーストの視点に立ち、花嫁・花婿が望む理想の結婚式を挙げるため、全国の結婚式場から花嫁・花婿の希望に合った結婚式場を紹介しております。

さらに、「みんなのウェディング」サイトのロコミや費用明細を基に「みんなのウェディング相談デスク」では花嫁・花婿の希望に合った結婚式場を紹介し、また、「みんなのウェディング相談デスク」で受けた花嫁・花婿からの相談を「みんなのウェディング」等のサイト開発やクライアント向け商品開発に反映させる等、ユーザーニーズを起点とした各方面への強化に繋げております。

最近においては、当社運営サイトの成長と利便性の向上を促進させるため、花嫁・花婿が当社運営サイト内において複数の結婚式場を比較検討して決定できるようにサイトの改修・改善を行うことに加え、ロコミの量と質を向上させるための仕組み作り等の取り組みを推進しております。また、平成 27 年 11 月、「みんなのウェディング」サイト等における訪問予約等のユーザーアクション数に基づく成果課金型の価格体系を改定し、よりシンプルでクライアントのニーズに合った新商品体系への変更を行い、付加価値の高いプランへの転換を促進し、契約単価の引き上げを図っております。しかしながら、当社運営サイトの価値を向上させることができた一方、それを売上高に繋げる仕組みに課題が残り、このような課題を解消して当社が中長期的に企業価値を向上させていくことができるよう、事業構造の変革に向けた取り組みを始めたところでもあります。

また、クックパッドが平成 27 年 4 月 21 日付で公表した「株式会社みんなのウェディング株券（証券コード 3685）に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携に関するお知らせ」、平成 27 年 5 月 26 日付で公表した「株式会社みんなのウェディング株券（証券コード 3685）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」及び平成 27 年 7 月 17 日付で公表した「株式会社みんなのウェディングの子会社化に関するお知らせ」によれば、クックパッドは、当社株式を取得して当社との間に一定の資本関係を構築し、クックパッド出身者を当社の取締役として派遣すること等によって当社を連結子会社化（国際会計基準）することを目的として平成 27 年 4 月 22 日から同年 5 月 25 日までの期間で公開買付けを実施し、平成 27 年 5 月 29 日付で当社株式 2,047,000 株（当時の議決権所有割合にして 26.88%。当時のクックパッド代表執行役である公開買付者の所有株数と合わせて同 40.00%）を取得したとのことです。その後、平成 27 年 7 月 17 日に開催された当社臨時株主総会において取締役の選任決議が可決され、クックパッド役員及び役員となる予定の者が当社の取締役の過半数を占めることとなり、当社は、同日付で連結会計上、クックパッドの子会社となったとのことです。

クックパッドが本日付で公表した「株式会社みんなのウェディングとの資本業務上の提携関係の解消及び特別損失の計上（個別）に関するお知らせ」によれば、クックパッドは、企業理念である「毎日の料理を楽しむに」に改めて最大限集中していきたいと考えており、当社については今後その経営を別主体に委ねることで当該事業及びクックパッドグループの価値を最も有効に高めることができると判断されること等から、当社及び公開買付者と協議の上、本公開買付けに応募し、当社との資本業務上の提携関係を解消することにしたとのことです。

このような状況の下、公開買付者は、平成 28 年 11 月上旬、当社の主要株主である筆頭株主のクックパッドより、クックパッドの所有する当社株式の譲渡について譲渡先候補者としての打診を受けたとのことです。公開買付者は、かかる打診を受けて、当社株式の追加取得に向けた検討を進めてきたとのことです。公開買付者は、かかる初期的な検討の結果、当社株式を自身が取得することによって株主構成を安定させ、中長期的な視点からの施策を可能とする環境を整えた上で、当社の経営陣がより事業の推進に注力できる体制を整えると共に、これに際し公開買付者自らが当社事業の進捗及び検討に関与する度合いを深め、当社の経営体制と顧客サービスをより充実させていくことで、当社の企業価値の向上に資するのではないかと判断するに至ったとのことです。

そこで、公開買付者は、このような判断の下、平成 28 年 11 月 18 日、クックパッドに対し、本公開買付けを通じて同社が所有する当社株式の取得を目的とした提案を行ったとのことです。

その後、公開買付者は、クックパッドとの間で、平成 28 年 11 月 18 日から同年 12 月 8 日にかけて、公開買付者が本公開買付けを通じて当社の筆頭株主となることの是非等について、本格的な協議・検討を複数回にわたり行ってきたとのことです。また、かかるクックパッドとの協議と並行して、平成 28 年

12月上旬から同年12月中旬にかけて、本公開買付けに対する当社株式の応募につき、他の応募合意株主とも協議を行ってきたとのことです。

そして、公開買付者は、平成28年12月9日、クックパッドに対し、公開買付者が同社の所有する当社株式を公開買付けの方法により買い付けることを正式に提案し、その後の協議・交渉を経て、公開買付者は、本日、公開買付者がクックパッドの所有する当社株式を取得し当社の株主構成の安定化を図ることを目的として、本公開買付けを実施することを決定し、クックパッドとの間でクックパッド応募契約を締結したとのことです。また、これと併せて、同年12月22日付で、YJ1号投資事業組合、ディー・エヌ・エー及びグロービスとの間で、それぞれYJ1号応募契約、ディー・エヌ・エー応募契約及びグロービス応募契約を締結したとのことです。

当社は、以上のような公開買付者の当社株式保有や下記「③本公開買付け成立後の経営方針」記載の事業運営体制に関する方針、山田FAS株式会社（以下「山田FAS」といいます。）から取得した株式価値算定書、当社の諮問機関として平成28年12月7日に設置された第三者委員会（注）から提出された答申書及び森・濱田松本法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付け価格を含む本公開買付けに関する諸条件について、公開買付者との間で慎重に協議し、これを検討しました。その結果、（i）公開買付者が当社の筆頭株主になることにより、株主構成の安定化が図られ、より安定して事業を運営することが可能になること、公開買付者が当社に長く株主及び取締役として関与していること、公開買付者に株主・投資家・経営者としての実績があることから、公開買付者が当社の支配株主となることが当社の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断したこと、また、（ii）本公開買付け価格が山田FASより取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲内に含まれ、かつ、東証マザーズにおける当社株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることからすれば、本公開買付け価格は不合理なものではなく、少数株主の利益保護に留意されていると考えられることから、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、本公開買付け価格が不合理なものではないと考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き当社株式を東証マザーズにおいて売却する機会が維持されることから、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しました。

（注） 第三者委員会については、下記「（6）②当社における第三者委員会からの意見の入手」に定義しております。

③ 本公開買付け成立後の経営方針

公開買付者はこれまで、当社の取締役会長として取締役会を含む当社の会議体を通じた監督を主眼として当社の経営に関与してきましたが、本公開買付け成立後、当社株式を自身が取得することによって株主構成を安定させ、中長期的な視点からの施策を可能とする環境を整えた上で、現経営陣が事業の推進により注力できる体制を整えると共に、公開買付者自身が当社の事業の進捗の検討及び実行に関与する度合いを深め、当社の既存のビジネスモデルの継続的な見直しと変更を推進させていくことで、当社の経営体制と顧客サービスをより充実させていくことを企図しているとのことです。公開買付者は、当社の経営の安定及び従業員の士気向上を図り、上記の経営方針を実行していく上で、本公開買付けにより買い付ける当社株式についても中長期的に保有する方針であるとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けの買付予定数（4,195,700株）の全てを買い付けた場合には本公開買付け成立後の所有割合が66.00%となり、また、応募合意株主のみの応募株券等（合計3,258,200株）を買い付けた場合であっても本公開買付け成立後の所有割合が54.09%になるため、本公開買付け成立後には当社の取締役兼支配株主となる予定とのことです。この点、上場を維持する以上は、公開買付者は、上場会社である当社の企業価値の維持・向上及び少数株主の権利保護に十分に配慮する観点から、当社において適切な経営監督機能（支配株主である経営者に対する牽制機能を含みます。）が構築・維持されることが重要と考えており、本公開買付け成立後、当社と協議しつつ、社外取締役の増員を含め、当社の取締役会の実効的な経営監督機能のあり方及びその強化方法を検討の上、早期により適切なガバナンス体制を構築し必要な対策を講じていく所存であるとのことです。

（3）算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社、クックパッド及び公開買付者から独立した第三者算定機関である山田FASに対して、当社の株式価値の算定を依頼しました。

山田FASは、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、当社株式が東証マザーズに上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して当社の株式価値の算定を行い、当社は山田FASから平成28年12月22日に株式価値算定書を取得しました。

なお、当社は山田FASから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておらず、山田FASは当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

以上の各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法：	734円～804円
類似会社比準法：	851円～1,041円
DCF法：	754円～1,200円

市場株価法では、直近の株式市場の状況を反映するため、本公開買付けに関する当社取締役会決議の前営業日にあたる平成28年12月21日を算定基準日として、当社株式の東証マザーズにおける基準日終値804円、直近1ヶ月間（平成28年11月22日から平成28年12月21日まで）の終値単純平均値804円、直近3ヶ月間（平成28年9月23日から平成28年12月21日まで）の終値単純平均値774円及び直近6ヶ月間（平成28年6月22日から平成28年12月21日まで）の終値単純平均値734円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を、734円から804円までと分析しました。

類似会社比準法では、事業内容及び収益構造が当社と比較的類似し、一定水準の株式流通量を有する上場会社のキャッシュ・フローや収益率等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、851円から1,041円と分析しました。

DCF法では、当社の売上収益や投資計画に関する将来3期分（平成29年9月期乃至平成31年9月期）の事業計画数値、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が平成28年10月以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲は754円から1,200円と分析しました。なお、山田FASは、DCF法による分析において、いずれも社内目標値として当社が策定した、業績が緩やかに伸長することを想定した事業計画と、大幅に伸長することを想定した事業計画の2種類を用いており、後者においては、対象期間（平成29年9月期乃至平成31年9月期）のうち、平成30年9月期において新たな課金モデルの本格稼働による大幅な増益を見込んでおります。

（4）上場廃止となる見込み及びその理由

当社株式は、本日現在、東証マザーズに上場されておりますが、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は買付予定数の上限を4,195,700株（買付け等を行った後における所有割合：66.00%）として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け後も当社株式の東証マザーズにおける上場は維持される予定であるとのことです。

（5）いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、当社の株主構成の安定化を図ることを目的として本公開買付けを実施するものであり、現時点において、本公開買付けが成立した場合、当社の株券等を追加で取得することは予定していないとのことです。

（6）本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本日まで当社の親会社であり支配株主であったクックパッドの取締役及び執行役であり、またクックパッドとクックパッド応募契約を締結し、クックパッドから当社株式を取得することを前提として本公開買付けを行うことから、当社においては、当社の取締役会による本公開買付けに対する意見表明を、支配株主との重要な取引等に該当するものと取り扱っております。また、本公開買付けは、上場維持を前提としているものの、公開買付者が当社の取締役会長に就任しているため、「公開買付者が対象者の役員である公開買付け」として、MBO（有価証券上場規程441条参照）にも該当し、類型的に利益相反性の高い取引であると認識しております。したがって、本公開買付けの公正性を担保する

観点から、当社は以下のような措置を実施いたしました。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社、クックパッド及び公開買付者から独立した第三者算定機関である山田FASに対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成28年12月22日に株式価値算定書を取得しました。株式価値算定書の概要は、上記「(3) 算定に関する事項」をご参照ください。

② 当社における第三者委員会からの意見の入手

当社取締役会は、本公開買付けに係る当社の意思決定過程の合理性、公正性及び透明性を担保するための措置として、平成28年12月7日、公開買付者、クックパッド及び当社のいずれからも独立性を有する、岩田彰一郎氏（当社社外取締役）、熊谷祐紀氏（弁護士・当社社外監査役）及び吉澤航氏（公認会計士）の3氏によって構成される「株式会社みんなのウェディング第三者委員会」（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、①本公開買付けに対して当社が行う意見表明において、当社取締役会は、本公開買付けについて賛同すべきか、また本公開買付けについて賛同する場合に株主による本公開買付けへの応募についてどのような意見を表明すべきか、並びに、②当社取締役会が、(1)本公開買付けについて上記①の勧告の通り意見を表明すること及び(2)本公開買付けの成立を条件として当社がクックパッド株式会社との間で締結した平成28年4月21日付資本業務提携基本合意書を解除することを決定することが、少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本諮問事項」といいます。）について第三者委員会に対し諮問することを決議いたしました。

第三者委員会は、平成28年12月8日より平成28年12月21日まで合計4回開催され、本諮問事項に関し検討を行いました。具体的には、第三者委員会は、かかる検討にあたり、(A)本公開買付けの目的、背景、及び、本公開買付け成立後の経営方針、(B)本公開買付けに関する当社の意思決定手続の公正性、(C)本公開買付けによる当社企業価値の向上、(D)本公開買付けにおける条件の合理性、(E)本公開買付けにおける少数株主の保護等について関係資料の提出及び説明を受けるとともに、これらに関するヒアリングを行いました。

第三者委員会は、本諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、本日、以下の内容の答申書を当社取締役会に対して提出しております。

- (i) 公開買付者は、本公開買付けの目的を、短期間における株主構成の変動による経営の混乱を避け、当社による安定的な事業運営を行わせることにあつている。また、本公開買付け成立後の保有方針として、中長期保有を掲げ、本公開買付け成立後の経営方針を具体的に示すなど、本公開買付けの目的、背景、及び、本公開買付け成立後の経営方針に関して、合理性の疑われる事情は存在しない。
- (ii) 本公開買付けに関する当社の意思決定手続の公正性に関しても、第三者委員会の設置、第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、独立した法律事務所による助言等の公正担保措置をとった上で本公開買付けの検討を行い、意思決定がなされていることから、十分な公正性が保たれている。
- (iii) 本公開買付けにおける条件の合理性についても、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）が30営業日であること、本公開買付けにおける上限・下限、第三者算定機関による株式価値算定書記載の算定結果、上場維持を前提とする類似事例のプレミアム水準との対比等を考慮すると、本公開買付け価格を含む本公開買付けの条件には合理性が認められる。
- (iv) 本公開買付けによる当社企業価値の向上の観点からも、これまで豊富な投資・経営実績を有し、中長期保有かつ経営体制の維持及び中期事業計画の維持を掲げ、かつ、現在も取締役である公開買付者の関与は、転換点を迎えた当社の安定経営に資するものであり、当社の企業価値向上に一定の意義を有するものと考えられ、企業価値の向上にも合理性が認められる。
- (v) 本公開買付けのスキームは、当社株式の上場維持を前提とするため、強圧性がなく、当社の株主に対して、当社株式の売却の機会を提供するとともに、引き続き当社の株式を保有する選択肢を残すものであり、少数株主の利益への配慮がなされている。また、上記(B)記載の公正性担保措置を採用した上で対象者の意見表明が行われており、意思決定過程においても少数株主の利益への配慮がなされている。

加えて、公開買付者は、上場を維持する以上、上場会社である当社の企業価値の維持・向上及

び少数株主の権利に十分に配慮する観点から、当社において適切な経営監督機能（支配株主である経営者に対する牽制機能を含む。）が構築・維持されることが重要と考えている旨を表明し、仮に本公開買付けの成立により、公開買付者が当社の議決権の66%を取得した場合であっても、当社と協議しつつ、社外取締役の増員を含め、当社の取締役会の実効的な経営監督機能のあり方及びその強化方法を検討の上、早期により適切なガバナンス体制を構築し必要な対策を講じていくとしており、その限りにおいては、本公開買付け成立後における少数株主の保護にも十分に配慮されているといえる。

- (vi) 以上の事実を総合考慮すれば、本公開買付けについて、当社の企業価値の向上及び株主の共同の利益を害する事情は見込まれておらず、本公開買付けについて賛同表明をすることについて不合理な点は見当たらないばかりか、かえって、本公開買付けには合理性が認められる。また、本公開買付けに対して応募するか否かについては、少数株主にも応募の機会が適切に与えられるものであり、他方、上場が維持されることから、本公開買付け後の運営体制を良しとするか否かを当社株主が判断し、本公開買付けに応募するか株主として残るかの判断を、当社株主に委ねるとの意見が合理的である。

したがって、①本公開買付けに対して当社が行う意見表明において、当社取締役会は、本公開買付けについて賛同すべきであり、また本公開買付けについて賛同する場合に株主による本公開買付けへの応募については、株主の判断に委ねるのが合理的である。また、②当社取締役会が、(a)本公開買付けについて上記①の勧告の通り意見を表明すること及び(b)当社がクックパッドとの間で締結した平成27年4月21日付資本業務提携基本合意書を解除することを決定することは、少数株主にとって不利益でない。

③ 当社における独立した法律事務所からの当社への助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定過程等における透明性を確保するため、当社、クックパッド及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法及び過程について、必要な法的助言を受けています。

④ 当社における利害関係を有しない出席取締役及び監査役全員の異議がない旨の意見

本日開催の取締役会において、当社取締役5名のうち、社外取締役1名を含む当社の取締役4名が出席し、出席した取締役の全員一致により、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議いたしました。

また、上記取締役会において、本公開買付け価格が不合理なものではないと考えられるものの、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、本公開買付け後も引き続き当社株式を東証マザーズにおいて売却する機会が維持されることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議いたしました。

なお、公開買付者は、当社の取締役であるとともに、当社の親会社であり支配株主であったクックパッドの取締役兼執行役であり、またクックパッドとクックパッド応募契約を締結しており、クックパッドから当社株式の取得を前提として本公開買付けを行うことから、意思決定における公正性を担保するため、上記取締役会における審議及び決議に参加していません。また、上記取締役会には、当社の非常勤社外監査役2名を含む監査役3名全員が出席し、上記決議に異議はない旨の意見を述べております。

⑤ 本公開買付け価格の適正性及び公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付け期間を30営業日としております。公開買付け期間を比較的長期にすることにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付け以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付け期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(1) クックパッドとの株主間契約の合意解約

公開買付者は、当社株式に関し、クックパッドとの間で、当社株式に関する平成 27 年 4 月 21 日付株主間契約書（その後両者間で締結された平成 28 年 1 月 29 日付株主間契約書に関する合意書を含み、以下「本株主間契約」といいます。）（注）を締結していましたが、公開買付者がクックパッドの執行役を辞任することに伴い、本日付で、クックパッドとの間で同日をもって本株主間契約を解約する旨の合意をしたとのことです。

（注） 本株主間契約の内容については、クックパッドの平成 27 年 4 月 21 日付「株式会社みんなのウェディング株券（証券コード 3685）に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携に関するお知らせ」の「1.（3）① 穂田氏との株主間契約」に記載のとおりであり、具体的には、公開買付者が、その所有する当社株式の全てについてクックパッドの指示に従い議決権を行使すること、クックパッドの承諾なく譲渡等の処分を行わないことが合意されておりました。

（2）応募合意株主との公開買付応募契約

公開買付者は、（i）クックパッドとの間で、本日付でクックパッド応募契約を、（ii）YJ1号投資事業組合との間で、同日付で YJ1号応募契約を、（iii）ディー・エヌ・エーとの間で、同日付でディー・エヌ・エー応募契約を、（iv）グロービスとの間で、同日付でグロービス応募契約を、それぞれ締結しており、これらの本応募契約においては、（i）クックパッドが、その所有する当社株式（2,047,000株。所有割合：26.00%）の全てを、（ii）YJ1号投資事業組合が、その所有する当社株式 599,400株（所有割合：7.61%）のうち 299,700株（所有割合：3.81%）を、（iii）ディー・エヌ・エーが、その所有する当社株式 417,200株（所有割合：5.30%）の全てを、（iv）グロービスが、その所有する当社株式 494,300株（所有割合：6.28%）の全てを、それぞれ本公開買付けに応募する（以下「本応募」といいます。）旨を合意しているとのことです。

その他、応募合意株主との合意の概要は、以下のとおりとのことです。

① クックパッド応募契約

クックパッド応募契約においては、クックパッドの応募の義務の履行は、クックパッドが知っている当社に関する重要事実であって、公表されていないものが存在しないことを条件としているとのことです。また、クックパッド応募契約の締結日から本公開買付けの買付期間の末日までの間に、第三者により当社株式を対象とする公開買付けが開始された場合において、クックパッドが本応募を行うこと及び本応募を維持することが、クックパッドの取締役及び執行役の善管注意義務又は忠実義務に違反すると合理的な根拠に基づいて認められる場合には、その違反を回避するために必要な限度で、クックパッドは応募の義務を負わないものとされているとのことです。その他、クックパッドによる本公開買付けへの応募に関する前提条件は定められておりません。

② YJ1号応募契約

YJ1号応募契約においては、YJ1号投資事業組合は、（a）本公開買付けに関して同契約に規定する条件（公開買付者、株券等の種類、買付価格、公開買付期間、決済開始日、買付予定数の上限、買付予定数の下限、下限に満たない場合に全部の買付けを行わないこと及び公開買付けの撤回等）が変更された場合（但し、同契約の規定に基づき法令等に従って変更された場合を除きます。）、又は（b）本公開買付けに係る公開買付期間中、当社の株券等につき、公開買付者以外の第三者により法第 27 条の 2 以下に規定される公開買付けが開始された場合には、公開買付者に対して事前に書面により通知することにより、同契約を解除することができるものとされています。その他、YJ1号投資事業組合による本公開買付けへの応募に関する前提条件は定められていないとのことです。

③ ディー・エヌ・エー応募契約

ディー・エヌ・エー応募契約においては、ディー・エヌ・エーの応募の義務の履行は、（a）本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、撤回されていないこと、（b）ディー・エヌ・エー応募契約締結日から本公開買付け開始日までのいずれの時点においても、ディー・エヌ・エー応募契約において公開買付者がディー・エヌ・エーに対して行う表明及び保証（注 1）に重大な誤りが存在しないこと、（c）公開買付者について、ディー・エヌ・エー応募契約に定める義務（注 2）の重要な違反が存しないこと、（d）当社取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が行われ、かかる決議が公表され、かつ、かかる表明を撤回又は変更する当社の取締役会決議が行われていないこと、（e）本公開買付けを制限又は禁止することを求める公的機関に対する申立て、訴訟又は手続きが係属しておらず、かつ法令等又は命令、処分若しくは裁判が存在しないこと、及び（f）本公開買付けに応募することが客観的に不可能又は著しく困難となるような天変地異がないことを前提条件としているとのことです。但し、ディー・エヌ・エーは、その任意の裁量により、これらの前提条件を放棄することができる旨も

併せて定められているとのことです。また、ディー・エヌ・エー応募契約の締結日から本公開買付けの買付期間の末日までの間に、公開買付者以外の者による当社株式に係る公開買付けが開始された場合において、ディー・エヌ・エーが本応募を行うこと及び本応募を維持することが、ディー・エヌ・エーの取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反すると合理的な根拠に基づいて認められる場合には、その違反を回避するために必要な限度で、ディー・エヌ・エーは応募の義務を負わないものとされているとのことです。

(注1) ディー・エヌ・エー応募契約において、公開買付者は、ディー・エヌ・エーに対し、(a) 契約の締結及び履行、(b) 授権及び強制執行可能性、(c) 許認可等の取得、(d) 法令等との抵触の不存在、(e) 破産申立原因等の不存在、(f) 反社会的勢力への非該当について、表明及び保証を行っているとのことです。

(注2) ディー・エヌ・エー応募契約において、公開買付者は、ディー・エヌ・エーに対し、秘密保持義務、契約に関連して発生する費用等の負担義務、契約上の権利義務の譲渡禁止義務及び義務違反の場合の通知義務を負っているとのことです。

④ グロービス応募契約

グロービス応募契約では、いずれも、本公開買付けへの応募に関する前提条件、特別な撤回事由、その他応募株主が本公開買付けに応募しない場合を想定した規定は定められていないとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 支配株主との取引等に関する事項

公開買付者は、当社の親会社であり支配株主であったクックパッドの取締役兼執行役であり、またクックパッドとクックパッド応募契約を締結しており、クックパッドから当社株式の取得を前提として本公開買付けを行うことから、当社においては、当社の取締役会による本公開買付けに対する意見表明を、支配株主との重要な取引等に該当するものとして取り扱っております。

当社は、平成28年6月28日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書に記載のとおり、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策として、クックパッドと取引を行う際、独立当事者間取引を前提として、一般取引と同様に取引条件を交渉し、決定することにより、少数株主の利益が損なわれることのないよう留意しております。

本公開買付けに対する意見表明と支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の適合状況については、上記「3. (6) 本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、①独立した第三者算定機関からの本株式価値算定書の取得、②第三者委員会からの意見の入手、③独立した法律事務所からの助言、④利害関係を有しない取締役全員による承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見の取得の各措置を講じており、当社独自の経営判断を行っていることから、上記の方針に適合していると考えております。

10. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

上記「3. (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」、「3. (4) 上場廃止となる見込み及びその事由」及び「3. (5) いわゆる二段階買収に関する事項」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響については現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

なお、平成 28 年 11 月 11 日付平成 28 年 9 月期決算短信においてお知らせしておりますとおり、当社は本店の移転を計画しており、当社取締役会において決定した場合には、当社の資産として計上している建物（平成 28 年 9 月末で 119,916 千円）の耐用年数を移転日までの期間に短縮して償却するため、減価償却費が一時的に増加する他、オフィス家具の購入や運搬に係る費用の発生等、一時的な費用が発生する一方、地代家賃等の一部費用が将来に亘り抑えられる見込みです。なお、移転先及び時期は未定です。現時点では当該移転が平成 29 年 9 月期の業績に与える影響は未定であります。分かり次第速やかに開示します。

1 1. 資本業務提携の解消

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり当社の親会社であり支配会社であったクックパッドとの間の平成 27 年 4 月 21 日付資本業務提携基本合意書（以下「本資本業務提携基本合意書」という。）を解消することを決議致しました。

(1) 資本業務提携解消の理由

当社は、クックパッドとの間で平成 27 年 4 月 21 日付で本資本業務提携基本合意書を締結しております。本資本業務提携基本合意書の内容については、同日付「クックパッド株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及びクックパッド株式会社との資本業務提携基本合意書締結のお知らせ」をご参照ください。

上記「3. (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」「② 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」記載のとおり、クックパッドは、企業理念である「毎日の料理を楽しむことに」に改めて最大限集中していきたいと考えており、一部の生活関連サービスについては、その経営を第三者に委ねることで当該事業及びクックパッドグループの価値を最も有効に高めることができるとの判断に至り、当社株式を第三者に売却することにしたとのことです。これに伴い、当社及びクックパッドは、クックパッド応募契約の締結日をもって本資本業務提携基本合意書を解除することを合意するに至りました。

(2) 資本業務提携の内容等

クックパッドは、本日現在、当社株式 2,047,000 株（所有割合：26.00%）を保有しております。なお、クックパッドより当社に派遣されている取締役 4 名のうち、クックパッドの従業員である 3 名は、本日付でクックパッドを退職しますが、当社の取締役として継続的に当社の経営に当たります。

(3) 資本業務提携の相手先の概要

(1) 名 称	クックパッド株式会社	
(2) 所 在 地	東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役 岩田 林平	
(4) 事 業 内 容	インターネット・メディア事業	
(5) 資 本 金	5,267,483 千円（平成 28 年 9 月）	
(6) 設 立 年 月 日	平成 9 年 10 月 1 日	
(7) 大株主及び持株比率 （平成 28 年 6 月 30 日）	佐野 陽光	43.48%
	穂田 誉輝	14.73%
(8) 上場会社と当該会社との間の関係 （平成 28 年 9 月 30 日）	資本関係	クックパッドは、平成 28 年 9 月 30 日現在において、当社株式 26.0%を所有しております。
	人的関係	当社は、平成 28 年 9 月 30 日現在において、クックパッドから取締役 4 名の派遣並びに従業員 6 名の出向を受け入れております。
	取引関係	当社は、平成 28 年 9 月期において、クックパッドとの間でソフトウェアの開発業務等の取引があります。
	関連当事者への該	クックパッドは、平成 28 年 9 月 30 日現在において、その緊密な者等と合わせて当社の議決権

	当 状 況	の 50.53%を保有しており、当社の親会社であります。	
(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態			
	決算期	平成26年4月期	平成26年12月期
資 本 合 計	—千円	17,631,548千円	23,396,140千円
資 産 合 計	—千円	20,285,077千円	27,494,429千円
1株当たり親会社所有者帰属持分	—円	164.45円	197.17円
売 上 収 益	—千円	6,751,993千円	14,716,373千円
営 業 利 益	—千円	2,906,495千円	6,544,417千円
税 引 前 当 期 利 益	—千円	2,916,989千円	6,657,113千円
当 期 利 益	—千円	1,773,588千円	4,107,364千円
親会社の所有者に帰属する当期利益	—円	1,797,291千円	4,090,647千円
1株当たり配当金	—円	12.00円	10.00円

(注) 1. 本日付の当社プレスリリース「親会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、クックパッドは当社の「親会社」から「その他の関係会社」となりました。

(注) 2. 平成27年12月期より国際会計基準に基づいて連結財務諸表を作成しています。また、平成26年12月期は、国際会計基準に基づく参考値であり、平成26年5月1日から12月31日の8ヶ月間となっています。

(4) 日程

(1) 取締役会決議日	平成28年12月22日
(2) 資本業務提携の解消	平成28年12月22日

(5) 支配株主との取引等に関する事項

本資本業務提携基本合意書の解消は、当社の親会社であった支配株主であるクックパッドとの取引になるため、支配株主との重要な取引等に該当いたします。

当社は、平成28年6月28日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書に記載のとおり、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策として、クックパッドと取引を行う際、独立当事者間取引を前提として、一般取引と同様に取引条件を交渉し、決定することにより、少数株主の利益が損なわれることのないよう留意しております。

本資本業務提携の解消と支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の適合状況については、上記「3. (6) 本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の②に記載のとおり、第三者委員会からの意見の入手を行っており、当社独自の経営判断を行っていることから、上記の方針に適合していると考えております。

(6) 今後の見通し

本資本業務提携基本合意書の解消が平成29年9月期の業績に与える影響は軽微です。

添付資料

公開買付者が本日付で公表した「株式会社みんなのウェディング株券（証券コード：3685）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

以上

平成 28 年 12 月 22 日

各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目 3 番 2 号

渋谷MKビル 4F

穂田 誉輝

**株式会社みんなのウェディング株券（証券コード：3685）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

穂田 誉輝（以下「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行いますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

公開買付者は、本日、対象者の株主構成の安定化を図ることを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本日現在、公開買付者は、対象者の取締役会長に就任しており、また、対象者株式 1,000,000 株（所有割合（注 1）：12.70%）を所有する対象者の第二位株主であります。なお、本公開買付けは、対象者株式の上場維持を前提としているものの、対象者の取締役会長である穂田誉輝氏が、公開買付者となるいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注 2）に該当し、公開買付者は、本公開買付け後も継続して対象者の経営に当たることを予定しております。

（注 1） 「所有割合」とは、対象者が平成 28 年 12 月 21 日に提出した第 6 期有価証券報告書に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の対象者株式の発行済株式総数（7,872,300 株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。なお、対象者は、本書提出日現在、自己株式を所有しておりません。

（注 2） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、公開買付者が対象者の役員である公開買付けをいいます（東京証券取引所有価証券上場規程第 410 条、同施行規則第 411 条参照）。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

1. 買付け等の目的等

（1） 対象者の名称

株式会社みんなのウェディング

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

平成 28 年 12 月 26 日（月曜日）から平成 29 年 2 月 10 日（金曜日）まで（30 営業日）

（注） 金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 8 条第 1 項及び行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項第 3 号に基づき平成 28 年 12 月 29 日及び同月 30 日は、行政機関の休日となるため、公開買付期間に算入しておりませんが、公開買付代理人による応募株主等からの応募の受付は、公開買付期間に算入されていない平成 28 年 12 月 29 日及び同月 30 日にも行われます。

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,000 円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,195,700 株	2,047,000 株	4,195,700 株

(6) 決済の開始日

平成 29 年 2 月 17 日（金曜日）

(7) 公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 3 番 11 号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が平成 28 年 12 月 26 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上